



青森県報

第一二七二号

平成十四年九月十一日(水曜日)

目次

規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

告示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

(政健康福祉課) 一

生活保護法による医療機関の指定

(同) 二

生活保護法による指定医療機関の名称及び所在地変更の届出

(同) 二

種畜の臨時検査の施行

(同) 二

公有水面埋立て工事のしゅん功認可

(同) 二

(農林水産省) 一

平成十五年度刊行青森県史製作業務委託に係る一般競争入札

(文化・スポーツ振興課) 三

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

(経営振興課) 五

出先機関

土地改良区の役員の退任

道路の位置の指定

告示

規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六十七号

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

規則

青森県特定海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成八年十一月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第七条第十一号」を「第七条第十一号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(整備事務所) 中林南水産所
六六

青森県告示第四百三十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	廢止年月日
板垣矯正歯科	青森市新町一丁目一三の七和田ビル三階	平成十四年七月十四日

青森県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	指定年月日
メンタルクリニック クさくらだ	弘前市大字和泉二丁目七の一三	平成十四年七月十五日
板垣矯正歯科	青森市古川一丁目一の一三	一四・七・三
白銀コスマ歯科	八戸市大字白銀町字小沼一の三	一四・八・四
アイン薬局十和田店	十和田市西十二番町一一の一五	一四・八・一
サカエ工業薬局金木つつい調剤薬局	北津軽郡金木町大字金木字菅原一一	一四・八・六
	上北郡七戸町字影津内九八の二六	一四・八・一

青森県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称及び所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

区分	名 称	所 在 地	変更年月日
変更前	村井内科医院	八戸市吹上三丁目五の三	平成三・三・二五
変更後	クマツ歯科医院	青森市大字大野字山下一 七七の八五	一三・一・一
変更前	ハッピー調剤薬局	青森市金沢四丁目一六の二八	平成三・三・二五
変更後	カナリア薬局	青森市金沢四丁目一六の二八	一四・七・一

青森県告示第四百三十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号に規定する種畜の地方の臨時検査を次のとおり施行するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第二項の規定により公表する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木村守男

一 検査家畜の種類
種付又は家畜人工授精用精液採取の用に供する牛

二 檢査期日及び検査場所

検査期日	検査場所
平成四・九・十四	上北郡野辺地町字枇杷野五一 青森県畜産試験場

青森県告示第四百三十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成九年一月二十日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二条第一項の規定により、平成十四年九月二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで車力村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名
1 認可を受けた者の住所及び名称

西津軽郡車力村大字車力字花林六五
車力村

2 代表者の住所及び氏名

西津軽郡車力村大字富范字敷風山一番一七七八から一番一七六八に至る地先公
車力村長 成田佐太郎

二 埋立区域

1 位置
西津軽郡車力村大字富范字屏風山一番一七七八から一番一七六八に至る地先公
有水面

2 区域
次の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを
結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・四九七メートル）にお

ける公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 西津軽郡車力村大字富范字屏風山の砂堤四等三角点（基点）「X=」
「P」

ラス一〇七、九九四・一一、ヨリマイナス四・八七九・八七、標高二
三九・五一」から一五四度〇〇分五一・六・〇〇メートルの地点
の地点から一七六度〇〇分一九五・五メートルの地点

の地点から六度〇〇分六五・〇メートルの地点
の地点から六度〇〇分五・〇メートルの地点

の地点から六度〇〇分六五・〇メートルの地点
の地点から六度〇〇分五・〇メートルの地点

の地点から六度〇〇分五・〇メートルの地点
の地点から六度〇〇分五・〇メートルの地点

の地点から九六度〇〇分一一・〇メートルの地点
の地点から一八六度〇〇分五七・〇メートルの地点

の地点から九六度〇〇分三五・〇メートルの地点
の地点から九六度〇〇分三五・〇メートルの地点

3

面積
二九、五一四・三八平方メートル

公 告

平成十五年度刊行青森県史製作業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年九月十一日

また、開札印の端印がドア用説明書の内容と異なる説明を求められた場合は、
それが記載されたもの。

3 入札の無効

入札に参加する者は、公募の条件に該当する場合に該当する場合は、
反対した入札は、無効となります。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に並記された金額の合計の五分の一に相当
する額を加算した金額（並記金額）に田代満の端数があるときは、その端数を切
り捨てた金額）をもって落札価格となるので、入札者は、見積もった金額の百五
分の五に相当する額を入札書に記載する。

SUMMARY:

1 Service to be required:

(1) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture,
Middle Ages vol.1 published in the 2003 fiscal year, regarding the Nanbu family
and People

(2) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture,
Early Modern Times vol.8 published in the 2003 fiscal year, regarding Early
Modern Thought, Education and Literature of Aomori People

(3) Production Affairs Commission for The Historical Materials of Aomori Prefecture,
Modern Times vol.3 published in the 2003 fiscal year, regarding the Taisho Era,
under the Influences of the Japanese Imperialism and Tohoku Region

2 Delivery period:

By March 31,2004

3 Time limit for tender:

4:45 P.M. October 8,2002

Management Section

Culture and Sports Promotion Division (Prefectural History Compiling Office)
Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori, 030-8570
JAPAN

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定によつて町
村から聽取した意見及び同条第二項の規定によつて述べられた意見の概要について、同
条第三項の規定によつて公知する。

平成十四年九月十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 柳川ショッピングセンター

青森市柳川二丁目四の一一

一 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
青森木材防腐株式会社

青森市柳川二丁目四の一一
代表取締役 小笠原金哉

二 青森市の意見の概要

並記店舗への進入経路について懸念について述べる。来

駆自動車が流入し、住環境へ大きな影響を及ぼすことが想定される。
特に開業時及び売出期間中は、并記校舎等で予想以上の渋滞が発生するものとの想
込まれるところから、自動車による並記店舗までの進入経路の分散化・明確化策につ
いて、次に掲げる実効性のある措置を講ずること。

1 「大規模小売店舗までの経路」「道路の整備予想」「駐車場王入口の位置」
「公共交通による来店」について、折り込みチラシ等による店舗への情
報等の提供を行なうこと。

2 出入口への出庫については案内板等で表示するよう努めることだが、并記校舎等
ハイヤーにてても、大規模小売店舗までの経路を示す看板を設置し、駐車場王
入口付近にて、出入口がおの直の看板を設置すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべ
くの事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出など

五 意見書の総覧

1 場所	青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所
2 期間	平成十四年九月十一日から同年十月十一日まで
3 時間	午前八時三十分から午後四時四十五分まで ただし、青森市役所にあっては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定により、浅瀬石川土地改良区から、次とおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十四年九月十一日

中南地方農林水産事務所長 小野祐司

理事	役員別 氏名	住 所	退任の年月日
今井 章也		南津軽郡平賀町大字町居字西田一六〇	平成十四・七・三五

むつ県土整備事務所告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年九月十一日

位 置	むつ市松原町二五の八	延長	石井博雄
ル七九・一二メートル	から六・〇メートルまで	幅員	
トルまで	一五メートル	指定年月日	
平成十四・八・二			

発行所・発行人	青森市長島一丁目一番二号
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一錢